

工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

平成27年3月16日

このことについては、平成22年3月30日付け21財第4619号本職通知に基づき試行してきたところですが、このたび対象要件等を一部改正し、下記のとおり試行します。

記

1 緩和の対象となる工事について

県又は市町村から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。
また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事

同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

※ 主任技術者と現場代理人の関係については別紙の参考図を参考にすること。

※ 発注機関が異なる場合の手続きは、参考1のとおりとする。

(2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則であるが、同一建設事務所管内の隣接する土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も対象とできる。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が2,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が2,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000万円未満）であること。

2 緩和を行う場合の周知について

緩和の対象となる工事については、「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。」旨を条件付一般競争入札の場合にあっては入札公告、随意契約の場合にあっては契約の方法及び見積の条件に記載する。

なお、発注機関が異なる工事での申請も想定されるので、工事箇所や工事内容から、

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると判断され、常駐義務緩和を認めないものは、公告等において「現場代理人の常駐義務の緩和」を「該当なし」とし、それ以外については「該当」とすること。

3 緩和に係る申請について

当該工事の入札等に参加しようとする者、又は当該工事を受注している者は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について、入札等の前に発注者に対し別紙1により申請することができるものとする。

※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。

※ 申請書の受付開始日は各発注機関及び各入札執行機関において、ホームページへの掲載、閲覧場所における掲示等により周知することとし、条件付一般競争入札にあつては公告開始日、随意契約にあつては見積依頼日とする。

4 特約条項

緩和の対象となる工事については、「受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。」旨を工事請負契約書中に特約条項として記載すること。

なお、申請書及び承認書は別紙1によること。

5 承認の際の付与条件

承認にあたっては、別紙2の条件を付すこと。

なお、発注者の判断により条件を追加することは差し支えない。この場合、別紙2に(5)等として追加の条件を付すこと。

6 問題が生じた場合の措置

承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに当該承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させること。

7 注意事項

- (1) 常駐義務緩和を行う場合は、現場代理人と現場立合等の日程確認を綿密に行うようにすること。
- (2) 監理技術者における現場代理人の常駐義務緩和については、平成23年10月7日付け23企技第500号「公共工事における主任技術者等の適切な設置等について（通知）」により、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができると発注者が認めた工事を対象とする。

8 適用時期

平成27年4月1日以降に常駐義務緩和の申請があつた案件から適用する。